

子育て支援だより



東久留米市子ども家庭部子育て支援課 発行 平成28年11月号

「平成29年4月認可保育施設入所申請受付」が始まります！

≪1次申請≫平成28年11月26日(土)～平成28年12月6日(火)

日程	受付時間	場所
11月26日(土)・12月3日(土)	午前9時～11時30分・午後1時～4時	204 会議室
11月28日(月)～12月5日(月)	午前9時～11時30分・午後1時～5時	
12月6日(火)	午前9時～11時30分・午後1時～8時	



- ◆日曜日の受け付けはありません。
- ◆郵送、FAX等での申請は受け付けておりません。
市役所2階204会議室までお越してください。
- ◆申請後の希望施設変更も上記申請期間で受け付けます。
- ◆未提出書類の受け付けは、
平成28年12月16日(金)までです。

～申請する前に書類を確認(口を✓)していきましょう！～

必要書類

- 支給認定申請書兼利用申込書(両面記載)
- 健康状況等調査書
- 確認票
- 保育の必要性を確認する書類(父母ともに)
- 提出書類について、印鑑の押し忘れや記入漏れはない

平成28年1月1日現在は他の市区町村に住んでいた場合

- 平成28年度住民税(非)課税証明書(父母ともに)

※上記以外に書類が必要な場合があります。個別の状況は、「保育施設入所のしおり」の8、9ページでご確認ください。写しが必要なものは、あらかじめコピーしておきましょう。

もう一度
CHECK!



平成29年度の「保育施設入所のしおり」、
「市内保育施設紹介のしおり」は、市役所2階
子育て支援課窓口で配布中です。
しおりや申請書類等は、市のホームページから
ダウンロードもできます。



お問い合わせは子育て支援課へ ☎ 042-470-7745



☆☆よくある質問☆☆



Q1 各施設の4月の募集人数はいつわかるのですか？

A1 平成29年4月認可保育施設入所受付期間の初日に公表します。
受付会場と市ホームページでは11月26日（土）からお知らせします。

Q2 定員に空きがなくても申し込みはできますか？

A2 申請時に空きがない施設でも、在園児の退園等により年度途中で受け入れが可能になる場合がありますので、申し込み可能です。

Q3 現在第1子の育児休業中ですが、第2子を妊娠中です。入園を希望する月が出産予定月の前後5か月間にあたっている場合、第1子だけ申請することはできますか？

A3 第1子の申請は、育児休業中であっても就労要件とはならず、出産要件での申請となります。この場合、申請書の有効期間及び入園後の在園期間は出産予定月をはさんだ前後5か月間です。
（出産月が2月の場合、前後5か月間は12月～4月となります）
なお、出産要件終了後も利用を希望する場合は、第2子も一緒に、あらためて入園申請が必要となります。

Q4 「東京都認証保育所」への入所申請はどうしたら良いですか？

A4 直接各施設へ申請してください。連絡先は市のホームページや、「市内保育施設紹介のしおり」、「子育てミニガイド」等でご案内しています。（市役所2階子育て支援課窓口で配布中）



保育施設入所についての
お問い合わせは
市役所子育て支援課へ

☎ 042-470-7745

